

厚生労働省発健0406第4号

平成24年4月6日

各都道府県知事 殿

厚生労働事務次官

水道施設整備費（指導監督事務費）の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、昭和61年2月5日厚生省生衛第51号厚生事務次官通知の別紙「水道施設整備費（指導監督事務費）補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）により行われているところであるが、今般、交付要綱の一部が別紙新旧対照表のとおり改正され、平成24年4月1日から適用することとされたので通知する。

水道施設整備費（指導監督事務費）交付要綱一部改正 新旧対照表

改正後					現 行												
1～9. (略)					1～9. (略)												
1 区 分	2 基準額	3 対象経費			1 区 分	2 基準額	3 対象経費										
(項) 水道施設整備費	厚生労働大臣が別に定める額	(略)			(項) 水道施設整備費	厚生労働大臣が別に定める額	(略)										
(項) 北海道開発事業費	厚生労働大臣が別に定める額																
(項) 離島振興事業費	厚生労働大臣が別に定める額																
(項) 沖縄開発事業費	厚生労働大臣が別に定める額																
(項) 水道施設災害復旧事業費	厚生労働大臣が別に定める額																
(項) 東日本大震災災害復旧等事業費	厚生労働大臣が別に定める額																
別紙様式1 (略)					別紙様式1 (略)												
別紙様式2					別紙様式2												
番 号 平成 年 月 日					番 号 平成 年 月 日												
厚生労働大臣 殿					厚生労働大臣 殿												
都道府県知事 印					都道府県知事 印												
平成 年度水道施設整備費（指導監督事務費）補助金交付申請書					平成 年度 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">水</td><td style="text-align: center;">道</td></tr><tr><td style="text-align: center;">北海道水道</td><td style="text-align: center;">施設整備費</td></tr><tr><td style="text-align: center;">離島水道</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">沖縄水道</td><td></td></tr></table> （指導監督事務費）補助金交付申請書					水	道	北海道水道	施設整備費	離島水道		沖縄水道	
水	道																
北海道水道	施設整備費																
離島水道																	
沖縄水道																	
平成 年度水道施設整備費（指導監督事務費）補助金の交付を次により申請する。					平成 年度 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"><tr><td style="text-align: center;">水</td><td style="text-align: center;">道</td></tr><tr><td style="text-align: center;">北海道水道</td><td style="text-align: center;">施設整備費（指導監督事務費）補助金の交付を次により申請する。</td></tr><tr><td style="text-align: center;">離島水道</td><td></td></tr><tr><td style="text-align: center;">沖縄水道</td><td></td></tr></table>					水	道	北海道水道	施設整備費（指導監督事務費）補助金の交付を次により申請する。	離島水道		沖縄水道	
水	道																
北海道水道	施設整備費（指導監督事務費）補助金の交付を次により申請する。																
離島水道																	
沖縄水道																	
1～3 (略)					1～3 (略)												
別 紙 経費所要額調書					別 紙 経費所要額調書												
区 分	対象経費の 支出予定額	基準額	国庫補助 基本額	国庫補助金 所要額	備 考	区 分	対象経費の 支出予定額	基準額	国庫補助 基本額	国庫補助金 所要額	備 考						
(項) 水道施設整備費 北海道開発事業費 離島振興事業費 沖縄開発事業費 水道施設災害復旧事業費 東日本大震災災害復旧等事業費	円	円	円	円		(項) 水道施設整備費 北海道開発事業費 離島振興事業費 沖縄開発事業費	円	円	円	円							
合 計						合 計											
(注) 区分については、該当する区分のみ記入すること。					(注) 区分については、該当する区分のみ記入すること。												
経費所要額算出内訳 (略)					経費所要額算出内訳 (略)												

別紙様式 3

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度水道施設整備費（指導監督事務費）補助金事業実績報告書

平成 年度において補助金の交付を受けた標記事業が完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条に規定に基づき関係書類を添えて報告する。

1～4 （略）

別 紙  
経費所要額精算書

区 分	対象経費の 実支出額	基準額	国庫補助 基本額	国庫補助金 所要額	国庫補助交 付決定額	国庫補助金受入額 または受入見込額	差引国庫補 助過不足額	備 考
(項) 水道施設整備費 北海道開発事業費 離島振興事業費 沖縄開発事業費 水道施設災害復旧事業費 東日本大震災災害復旧等事業費	円	円	円	円	円	円	円	
合 計								

(注) 区分については、該当する区分のみ記入すること。

経費所要額算出内訳 （略）

別紙様式 3

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 年度 水 道  
北海道水道  
離島水道  
沖縄水道 施設整備費  
(指導監督事務費) 補助金事業実績報告書

平成 年度において補助金の交付を受けた標記事業が完了したので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条に規定に基づき関係書類を添えて報告する。

1～4 （略）

別 紙  
経費所要額精算書

区 分	対象経費の 実支出額	基準額	国庫補助 基本額	国庫補助金 所要額	国庫補助交 付決定額	国庫補助金受入額 または受入見込額	差引国庫補 助過不足額	備 考
(項) 水道施設整備費 北海道開発事業費 離島振興事業費 沖縄開発事業費	円	円	円	円	円	円	円	
合 計								

(注) 区分については、該当する区分のみ記入すること。

経費所要額算出内訳 （略）

## 別紙

### 水道施設整備費（指導監督事務費）補助金交付要綱

#### （通則）

1. 水道施設整備費（指導監督事務費）補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほかこの交付要綱の定めるところによる。

#### （交付の目的）

2. この補助金は、水道施設整備事業の円滑な運営及び適正な実施を図ることを目的とする。

#### （交付の対象）

3. この補助金は、水道施設整備事業に伴う都道府県の指導監督事務の実施を交付の対象とする。

#### （交付額の算定方法）

4. この補助金の交付額は、次の表の第1欄に定める区分ごとに次により算出された額の合計額とする。
  - (1) 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較していずれか少ない方の額を選定する。
  - (2) (1)により選定された額の合計額に2分の1を乗じて得た額を交付額とする。  
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数は切り捨てるものとする。

#### （交付の条件）

5. この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。
  - (1) 事業により取得し又は効用の増加した価格が単価50万円以上の庁用器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により、厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
  - (2) 厚生労働大臣の承認を受けて(1)に定めた庁用器具を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
  - (3) 事業により取得し又は効用の増加した庁用器具については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならない。
  - (4) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を4による区分ごとに作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業完了の日の属する年度終了後5年間保存しなければならない。

#### （申請手続）

6. この補助金の交付の申請は、別紙様式2による申請書を別途通知する日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(交付決定までの標準的処理期間)

7. 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から原則として2ヶ月以内に交付決定を行うものとする。

(実績報告)

8. この補助金の実績報告は、事業完了後1ヶ月以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日まで、に別紙様式3による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(その他)

9. 特別の事情により4、6及び8に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けて、その定めるところによるものとする。

1 区 分	2 基準額	3 対象経費
(項) 水道施設整備費	厚生労働大臣が別に定める額	水道施設整備事業の指導監督のための必要な旅費(本省連絡費、市町村指導監督旅費及び施設調査費)、需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水料及び修繕料)、役務費(通信運搬費、筆耕翻訳料)、委託費(水質検査に必要な経費に限る)、使用料及び賃借料、賃金、保険料(当該経費により賃金が支弁される者に係る社会保険料に限る)、備品購入費(取得価格15万円以上のものについては、あらかじめ厚生労働大臣に協議してその承認を得たものに限る。)
(項) 北海道開発事業費	厚生労働大臣が別に定める額	
(項) 離島振興事業費	厚生労働大臣が別に定める額	
(項) 沖縄開発事業費	厚生労働大臣が別に定める額	
(項) 水道施設災害復旧事業費	厚生労働大臣が別に定める額	
(項) 東日本大震災災害復旧等事業費	厚生労働大臣が別に定める額	